

令和 3 年 5 月 26 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03444

研究課題名（和文）会社法における労働債権者保護とその限界 株主・取締役の賃金責任に係る比較法的考察

研究課題名（英文）The consideration for the labour protection under corporate act and its limitation.

研究代表者

南 健悟（MINAMI, Kengo）

日本大学・法学部・教授

研究者番号：70556844

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究によって、労働者への賃金未払いがある場合、取締役に対して賃金責任を課すことには一定の合理性があることがわかった。もっとも、取締役を含む経営者と支配株主が異なる場合に経営者に対してのみ責任を課すことには一定の不都合が生じることも明らかになった。そこで、賃金責任については、会社を容易に支配監督でき、かつ一人株主もしくは大株主である取締役に責任を負わせる解釈が必要であると結論付けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近時、いくつかの裁判例において未払賃金につき使用者である会社に加えて、取締役に対して未払賃金相当額の損害を賠償するよう求める訴訟が増えており、そのような請求の合理性を明らかにし、他方で、それには一定の限界（単に取締役という地位に基づき責任を負うのではなく、当該賃金未払について会社を監督することができ、かつ支配株主である取締役に対してのみ責任がなされる場合に合理性がある）が求められていることを示した点に学術的意義及び社会的意義があるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research shows that it is reasonable that an act imposes the liability to directors for unpaid wages when a corporation does not pay salaries for their employees. At the same time, this illustrates that there are some problems if the director, who is different from the controlled shareholder of the corporation, takes responsibility for unpaid wages to the employees. Therefore, this study concluded that the director who can easily supervise and manage the corporation and is the only shareholder or controlled shareholder has liability for unpaid wages.

研究分野：民事法学

キーワード：取締役の賃金責任 株主の賃金責任 コーポレート・ガバナンスと従業員 法人格否認の法理 取締役の対第三者責任 間接有限責任と債権者保護

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、株主及び取締役の労働債権者に対する賃金責任について、その合理性について、アメリカ及びカナダ法を素材に考察したものである。

近時、取締役に対して会社法 429 条 1 項に基づき労働者が未払賃金相当額の損害賠償責任を追及するケースが散見されるが、確かに、会社法 429 条 1 項の要件との関係では、責任が認められる余地は充分あり得るところである。しかしながら、そもそも事実上、取締役や株主が倒産した使用者の賃金債務を肩代わりすることの合理性はどこになるのだろうか、という点については、従来、学説上、ほとんど議論が行われてこなかった。そこで、本研究では、アメリカ、特にニューヨーク事業会社法 630 条に定められている株主の賃金責任及びカナダ連邦事業会社法 119 条に定められている取締役の賃金責任における立法経緯、判例の展開及び学説の評価を素材に、株主や取締役に対してどこまで賃金責任を負わせるべきか、について検討した。従前、筆者は、取締役の労働者に対する損害賠償責任一般（取締役の賃金責任だけでなく、労働災害事例や不当労働行為事例等）について従来の裁判例の傾向を検討したことがある。本研究は、その中でも賃金責任に限定し、加えて、取締役の責任だけでなく、株主の責任についても考察を行った。また、以前、間接有限責任原則と不法行為債権者との関係についても若干の検討を行ったことがあるが、本研究は、不法行為債権者以外でも労働債権者についても間接有限責任原則との相克について扱うものでもある。

2. 研究の目的

本研究課題は「会社法における労働債権者保護とその限界—株主・取締役の賃金責任に係る比較法的考察」である。本研究が明らかにすることは、第一に、会社法学が考察を進めてきた株主有限責任と債権者保護の関係という従来の議論ではほとんど扱われてこなかった労働債権者に焦点を当て、会社法における労働債権者保護の必要性やその正当化根拠を、第二に、単に、株主や取締役に賃金責任を課し、労働債権者保護を企図するだけではなく、一方で、株主による投資のインセンティブを阻害しないように、また取締役の経営の委縮や就任を阻害しないような法規範の定立である。すなわち、株主・取締役の賃金責任の必要性だけでなく、その限界付けを考察することが本研究課題の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、従来の伝統的な法学研究手法として見られる比較法的考察によって進められた。もっとも、比較法的考察の方法として、例えば、日本のある法条の母法を研究したり、同様の法制度を有する外国法から日本法における解釈論に示唆を得たりするものがある。しかし、本研究においては、同様の研究手法を用いることができない。なぜならば、日本法においては、明文の規定によって取締役または株主の労働者の未払賃金に関する責任が定められていないからである。今回、比較対象としたカナダ法及びアメリカ法（特にニューヨーク州事業会社法）では、取締役の賃金責任に関する規定や、支配株主の賃金責任に関する規定を明文でもって定められているが、日本には同様の制度が全く存在しない。そこで、本研究においては、取締役の賃金責任や株主の賃金責任について、その背後に存在する政策的含意を明らかにした上で、同様の政策的含意が日本法の下でも妥当するかどうかを検討する方法を採用した。そして、もし、カナダ法やアメリカ法における上記の賃金責任規定に合理性や政策的妥当性が認められるのであれば、日本法における取締役や株主の責任を、例えば、取締役の対第三者責任（会社法 429 条 1 項）不法行為責任（民法 709 条）及び法人格否認の法理の適用場面において斟酌するような解釈論を定立することを狙った。

4. 研究成果

(1) 比較法的研究からの示唆

まず、本研究においては、3 で述べたように、アメリカ及びカナダにおける株主及び取締役の労働債権者に対する賃金責任に対する評価を踏まえて、日本法への示唆を得た。先に、アメリカ法及びカナダ法における研究をまとめると、肯定的に捉える見解からは、労働債権者の特殊性（自衛手段を持たない債権者、企業特殊的人的資本の抛出者、交渉力の格差等）という観点から、他の債権者よりも保護されるべき存在であるということ、労働法令遵守に対するインセンティブとして機能し、労働者による経営者監視機能を有していることなどが挙げられている。一方で、否定的に捉える見解からは、株主の賃金責任により間接有限責任によってもたらされる経済的合理性が害される、取締役の賃金責任により取締役のリスク回避的経営、取締役就任に対する拒否や委縮（倒産間際における退任の促進）、労働者保護的経営判断の優先化といった非効率的な経営が行われるリスクが生じることが指摘されている。

以上のことから、アメリカ法及びカナダ法においては、第一に、株主や取締役の労働債権者に対する賃金責任については、そもそもそのような責任を肯定すること自体に疑問が呈されているということは言及されるべきであろう。確かに、現在では、倒産法や労働法制によって、労働

債権者保護が図られている中で、どこまで会社法においても労働債権者を保護すべきか、という疑問があっても不思議ではない。しかしながら、それにもかかわらず、現在に至るまで、このような規定が残っているのはなぜなのだろうか。その一つとして、株式会社の間接有限責任原則によって生じる弊害への対応策の一つとして考えられているといえよう。換言すれば、労働者は他の取引債権者と比較して脆弱な債権者であり、現状、労働組合による交渉力格差は正能力が機能不全を起こしており、またカナダの判例において指摘されているように、企業の財務状態を知らない債権者であり、かつそれによって経営者によって労働搾取が行われてしまうリスクが生じることへの対応策として機能しているといえる。また、取締役の賃金責任については、コーポレート・ガバナンスの観点から、労働者による経営監視機能という役割を担わされているということもメリットとして指摘されている。そうすると、これらの規定が過去の遺物に過ぎず、すぐにも削除しなければならない規定とはいえないのではないだろうか。少なくとも、株主の賃金責任を認めるにしても、株主による投資を阻害しないような形で、また取締役の賃金責任を認めるにしても、取締役による経営の萎縮を招くような形ではない方が望まれるともいえよう。

(2) 責任主体の問題

(1)における比較法的考察を踏まえて、日本法に対してどのような示唆があるかを明らかにした。そこで、第一に、そもそも責任の主体を株主にすべきか、それとも取締役にすべきか、という問題を取り上げたうえで、第二に、日本法ではどのような要件の下で責任を負わせるべきか、について検討する。

まず、責任の主体をどのように考えればよいのだろうか。この点、ニューヨーク州会社法 630 条は閉鎖会社を対象に、上位 10 名の大株主に対する賃金責任規定を定めているが、これは支配株主に対する責任を課すことを意図したものと考えられる。株主に対して責任を課すことの是非については、会社の不法行為について株主に責任を負わせる見解と平行に考えられるであろう。この点、間接有限責任の正当化根拠は、公開会社の場合には当てはまっても閉鎖会社の場合には当てはまらないと指摘されており、ニューヨーク州会社法 630 条は閉鎖会社における支配株主に賃金責任を課すことにも一定程度の合理性を有するようにも思われる。詳述すると、閉鎖会社においては、所有と経営が未分離であるため、株主の経営者に対するモニタリングは公開会社の少数の株式を有し、分散している株主と違って容易であるため、モニタリング・コストが低い。また、有限責任が株式市場の流動性に寄与しているという正当化事由も、当てはまらずそれによる経営者行動の是正も難しい。さらに、有限責任の下では、株主兼経営者は会社の資本を限度にリスクを限定することができる一方、それ以上のリスクを第三者に対して移転させることもできるから、過度にリスクの高い事業を引き受ける経営者のインセンティブも公開会社のそれよりも大きいと指摘されてきた。そうであるならば、支配株主に対して責任を課すことにも一定の合理性もあるであろう。しかしながら、支配株主であっても責任を生じさせるような経営判断をコントロールすることができない立場（未払賃金を生じさせるような経営判断を取締役にやめさせるための方策には限界がある者）の場合、支配株主自身がコントロールできない責任について責任を課せられることによって投資家に対する萎縮効果が大きいことが問題となり得るであろう。この点、不法行為債権者に対する責任を考えるうえでは、経営者および経営者に対して影響力を有している支配株主に対しても責任を負わせるべきとする見解が有力に唱えられている。さらに、労働法令違反に対するサンクション機能が労働法上弱いと仮定するのであれば、取締役に直接責任を負わせることで労働法令遵守を促す方策として位置づけられるのではないかと考えられる。つまり、人事労務に対して直接的にコントロールすることができる者への責任追及を認める方が合理的であるように思われる。カナダ法において、役員や株主に対して厳格責任を負わせるよりも、人事労務に対するコントロール権を有する者に対して個人責任を認めることで、上記のようなインセンティブを図ることができるのではないかと、とも指摘されている。加えて、閉鎖会社における支配株主に対して賃金責任を課すことは、一見、株主に対する責任を認めるものであるようにも見えるが、他方で、閉鎖会社の支配株主は会社の取締役などにも就任していることも考えられるのであれば、実質的に、株主兼取締役に對する責任追及となる見方もあるかもしれない。

したがって、基本的には、取締役に對して労働債権者に対して賃金責任を課すことが望ましいものと考えられる。ただし、そうであったとしても、取締役を含む経営者と支配株主が異なる場合に経営者にのみ責任を課すと両者の選考が乖離して交渉コストが増加するという問題も出てきてしまうことに鑑みれば、賃金責任についても、会社を容易に支配監督でき、かつ一人株主もしくは大株主である経営者（取締役）に対して責任を負わせるということも一つの方向性として充分あるのではないかと考えられる。

(3) 適用法条等

それでは日本法の文脈でこのような結論を導くために、日本法においてはいずれの条文に従い、どのような要件の下で、取締役に對して賃金責任を負わせるべきであろうか。

従前、日本の裁判例においては、会社法 429 条 1 項や不法行為責任の問題として争われてきた。そもそも会社の賃金未払いについて会社法 429 条 1 項に基づかなくとも、民法 709 条の不法行為責任でも説明できるのだろうか。確かに、会社法 429 条 1 項では、会社に対する任務懈怠を労働法令違反として捉えて、責任を肯定する方法も説明として可能である。他方で、民法

709条の問題として捉えるのであれば、一種の債権侵害としても構成可能であろう。つまり、使用者たる会社の債務の履行を取締役が妨害しているとも見ることはできないのではないかと考えられる。そうすると、伝統的な債権侵害の要件との関係で考えるのであれば、取締役には過失だけでは足りず、故意の存在、しかも第三者と債務者との通謀があるなど、特に違法性が強度であることが必要とされる。会社の場合、取締役と債務者たる会社との通謀はあると考えられるから（会社の賃金支払決定は取締役によって行われるため）、賃金未払いについて取締役に故意があれば責任を肯定しても良いようにも思われる。もし、取締役の対第三者責任について一般不法行為以上に責任を認めるべきではないと考えるのであれば、不法行為の問題として捉えることも可能であるように思われる。

(4) 本研究に残された課題

最後に、本研究に残された課題について若干言及することとする。本研究に残された課題は数多く存在するが、その一つとして、未払賃金相当額全額を取締役に責任を負わせるべきか、という問題が生じる。アメリカ及びカナダにおいては、一定の上限額などが設定されているが、日本法においては、そのような制約が全く存在しない。そのため、未払賃金額が巨額に上るような場合でも、全額責任を負わせるべきか、という問題が生じよう。もちろん、これに対しては、そもそも未払賃金額が巨額に上るような場合には、そうならないように取締役自身が適切な経営を行えばよい、という反論も考えられる。しかし、カナダにおける学説でも指摘されているように、従業員自身が、会社の支払不能状態を知りながら、それでも任意に継続的に労務を提供しているような場合、賃金未払自体が故意に行われている以上、責任を負うべきと考えるにはやや躊躇も感じる。その際には、過失相殺（民法418条）などによる調整をする必要はあるのかなどについても検討しなければならないであろう。

(5) 主要参考・引用文献一覧

- 金本良嗣＝藤田友敬「株主の有限責任と債権者保護」三輪良朗＝神田秀樹＝柳川範之編『会社法の経済学』（東京大学出版会、1998年）
- 後藤元『株主有限責任制度の弊害と過小資本による株主の責任』（商事法務、2007年）
- 塩田親文＝吉川義春『総合判例研究叢書 商法（11）』（有斐閣、1968年）
- 原弘明「会社法における従業員の取扱いについての交通整理」関西商事法研究会編『会社法改正の潮流—理論と実務』（新日本法規、2014年）
- Comment, Shareholder Liability for Wages: Section 630 of the New York Business Corporation Law, 30 Fordham L.Rev. 471 (1962)
- Dwight Rogers and Donald F. McManus, Stockholders' Booby-Trap: Partnership Liabilities of Stockholders under Section 71, New York Stock Corporation Law, 28 N.Y.U.L.Rev. 1149 (1953)
- Eric Tucker, Shareholder and Director Liability for Unpaid Workers' Wages in Canada: From Condition of Granting Limited Liability to Exceptional Remedy, 26(1) Law and History Review 57 (2008)
- George A. Brownell, The Not-So-Limited Liability of Stockholders of the New York Corporations, 27 N.Y.St.B.Bull. 58(1955)
- George Waggott and Mariam Al-Shikarchy, Directors and Officers Liability in the Employment Context, Employment & Labour Feb.2010
- Hina B. Shah, Broadening Low-Wage Workers' Access to Justice: Guaranteeing Unpaid Wages in Targeted Industries, 28 Hofstra Lab. & Emp. L.J. 9 (2010)
- Industry Canada, Canada Business Corporations Act Discussion Paper Directors' Liability (1995)
- Jon G. Miller and Mindy H. Baldwin, Officer and Director Liability: A Growing Risk in California Wage and Hour Litigation, 52 Orange County Law 8 (2010)
- Kenneth B. Davis, Jr., Shareholder Liability for Claims by Employees, 1984 Wis. L.R. 741 (1984)
- Marcia T. Moffat, Directors' Dilemma: An Economic Evaluation of Directors' Liability for Environmental Damages and Unpaid Wages, 54 U. Toronto Faculty L.R. 293 (1996)
- Paul Halpern, Michael Trebilcock and Stuart Turnbull, An Economic Analysis of Limited Liability in Corporation Law, 30 U. Toronto L.J. 117 (1980)
- Peter M. Gihuly and Ted A. Dillman, Officers' and Directors' Personal Liability for Wages: The Impact and Limits of Boucher v. Shaw, 29-1 ABIJ 56 (2010)
- Ronald B. Davis, The Bonding Effects of Directors' Statutory Wage Liability: An Interactive Corporate Governance Explanation, Law & Policy, Vol24, No.4 (2002)
- Ronald J. Daniel, Must Boards Go Overboard? An Economic Analysis of the Effects of Burgeoning Statutory Liability on the Role of Directors in Corporate Governance, Canadian Law Journal, Vol.24 (1994)
- Timothy P. Glynn, Taking Self-Regulation Seriously: High-Ranking Officer Sanctions for Work-Law Violation, 32 Berk. J. of Emp. & Lab. 279 (2012)

(6) 本研究における主要研究成果

取締役の労働者に対する未払賃金責任及びその他損害賠償責任について扱った研究成果

- 南健悟「賃金未払いと取締役の損害賠償責任」季刊労働法 258号(2017年)204頁
- 南健悟「従業員の過労死と取締役対第三者責任」金融・商事判例 1552号(2018年)2頁
- 本久洋一＝小宮文人編『労働法の基本』[「第8章 労働契約の当事者の変動・拡張」担当執筆](法律文化社、2019年)
- 南健悟「飲食店店員の過労自殺に対する会社と取締役の損害賠償責任」ジュリスト 1554号(2021年)101頁

株主の責任について扱った研究成果

- 南健悟「労働事件における法人格否認の法理」日本法学 84巻1号(2018年)53頁〔査読付き〕

コーポレート・ガバナンスにおける労働者の役割について扱った研究成果

- 南健悟「コーポレート・ガバナンスと内部通報制度」Disclosure&IR 第8号(2019年)155頁

その他会社法上の論点を扱った研究成果

- 南健悟「法定備置書類の備置懈怠等と株主総会決議の取消し」金融・商事判例 1525号(2017年)2頁
- 南健悟「内部統制の欠陥と監査役職務」大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会編『民商法の課題と展望』(信山社、2018年)125頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 南健悟	4. 巻 85巻2号
2. 論文標題 船舶所有者の事業譲渡・会社分割と海上労働契約の帰趨 船員法43条の意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本法学	6. 最初と最後の頁 317-370
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 南 健悟	4. 巻 1552
2. 論文標題 従業員の過労死と取締役の対第三者責任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南 健悟	4. 巻 8
2. 論文標題 コーポレート・ガバナンスと内部通報制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Disclosure&IR	6. 最初と最後の頁 155-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南 健悟	4. 巻 258
2. 論文標題 賃金未払いと取締役の損害賠償責任 プライダル関連会社元経営者ら事件	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 204-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南 健悟	4. 巻 1525
2. 論文標題 法定備置書類の備置懈怠等と株主総会決議の取消し	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南 健悟	4. 巻 84巻1号
2. 論文標題 労働事件における法人格否認の法理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本法学	6. 最初と最後の頁 53-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南健悟	4. 巻 1554
2. 論文標題 飲食店店員の過労自殺に対する会社と取締役の損害賠償責任	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 101-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 本久 洋一、小宮 文人、國武 英生、中川 純、斉藤 善久、高橋 賢司、戸谷 義治、小山 敬晴、南 健悟、古賀 修平、大石 玄、浅野 高宏、北岡 大介、新谷 真人、辻村 昌昭	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 292
3. 書名 労働法の基本	

1. 著者名 大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 640
3. 書名 民商法の課題と展望	

〔産業財産権〕

〔その他〕

日本大学法学部学術刊行物日本法学 https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/law/

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関